令和８年 10 月７日

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく事業者による測定結果を公表します

ダイオキシン類対策特別措置法第 28 条第３項に基づき、大気基準適用施設または水質基準適用事業場の設置者より報告のあった令和７年度自主測定結果をとりまとめました。

つきましては、同法第 28 条第４項に基づき公表します。

１ 測定結果の概要

下記の施設・事業場について、別紙資料のとおり自主測定結果の報告があり、そのうち排出基準を超過した施設が 1 施設ありましたが、原因究明及び対策を実施した結果、再測定では排出基準を満たしていることを確認しております。

（１）令和７年度の大気基準適用施設

①製鋼の用に供する電気炉　1 施設

②廃棄物焼却炉　19 施設

（２）令和７年度の水質基準適用事業場（測定義務を有するものに限る）　３事業場

〈参考〉ダイオキシン類対策特別措置法

第二十八条　大気基準適用施設又は水質基準適用事業場の設置者は、毎年一回以上で政令で定める回数、政令で定めるところにより、大気基準適用施設にあっては当該大気基準適用施設から排出される排出ガス、水質基準適用事業場にあっては当該水質基準適用事業場から排出される排出水につき、そのダイオキシン類による汚染の状況について測定を行わなければならない。

２　廃棄物焼却炉である特定施設に係る前項の測定を行う場合においては、併せて、その排出する集じん機によって集められたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻につき、政令で定めるところにより、そのダイオキシン類による汚染の状況について、測定を行わなければならない。

３　大気基準適用施設又は水質基準適用事業場の設置者は、前二項の規定により測定を行ったときは、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。

４　都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、その報告を受けた第一項及び第二項の測定の結果を公表するものとする。

上記事務は、施行令第8条で指定都市の長が行うこととされています。

※用語・単位の説明は次頁に記載しています

次頁につづく

※用語・単位の説明

＊ ダイオキシン類とは、塩素と酸素を含む有機化学物質の一種で、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDDs）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDFs）、コプラナーPCB（ダイオキシン様 PCB、DL-PCBs とも呼ばれる）を合わせた化学物質群（約230種類）の総称で、毒性の強さは種類によってそれぞれ異なる
＊ 1pg（ピコグラム）とは、1グラムの1兆分の1の質量
＊ 1ng（ナノグラム）とは、1グラムの10億分の1の質量
＊ TEQ（毒性等量）とは、測定されたダイオキシン類の物質ごとの濃度を、最も毒性が強い2，3，7，8－TCDD（2，3，7，8四塩化ジベンゾ－パラ－ジオキシン）の毒性を1としてそれぞれ換算し、それらの値を合計したもので、TEQ を付記してg－TEQ／m^3等と表される
＊ g－TEQ／m^3における m^3 とは、標準状態（0℃、1気圧）における気体の体積